

EU 機構的構造と立法過程

I. 機構的構造

1. 全体像

[EU 条約](#) (TEU) 13 条

議会・ヨーロッパ理事会・理事会・委員会・裁判所
(・中央銀行・会計検査院)

2. [理事会](#)

- 構成 TEU 16 条 2 項
- 権限 TEU 16 条 1 項
 - [理事会サイトの説明](#)
- 実際の構成 TEU 16 条 6 項 “different configurations”
 - [理事会サイト](#) 左側に現在の 10 の configurations のタブがある
- 意思決定方法
 - [特定多数決](#)
 - ◇ 基本 (全体の約 8 割) は特定多数決 TEU 16 条 3 項
 - ◇ 決定方法 TEU 16 条 4 項
 - ◇ [計算アプリ](#)
 - [全会一致事項](#)
 - ◇ 税制 [EU 運営条約](#) (TFEU) 113 条
 - ◇ 環境 TFEU 192 条
 - ◇ エネルギー TFEU 194 条
 - ◇ 社会政策 TFEU 153 条・155 条
 - ◇ 刑事司法・移民 TFEU 77 条・82 条・83 条
 - [単純多数決事項](#)
 - ◇ 下部機関の設置や内部規則の制定 TFEU 150 条・160 条・240 条など
- [議長](#)
 - 半年ごとに輪番 TEU 16 条 9 項 [2022 年 1 月からフランス](#)
 - 外務理事会のみ[外交安全保障上級代表](#)が議長 TEU 16 条 9 項、18 条 3 項

3. [ヨーロッパ理事会](#) (「理事会」と異なる機関であることに注意)

- 構成 TEU 15 条 2 項
- 権限 TEU 15 条 1 項

- **議長** TEU 15 条 5 項・6 項 現在の議長は [Charles Michel](#)

4. **委員会**

- 構成 TEU 17 条 3 項・4 項・5 項、および 5 項但書に基づく [ヨーロッパ理事会決定 2013/272/EU](#)
 - **現在の構成** 委員長は [von der Leyen](#)
- 選出手続
 - まず委員長を選出 TEU 17 条 7 項 1 段
 - ◇ 2014 年の議会選挙後には「筆頭候補 (Spitzenkandidat) 制」が採られたが、2019 年の議会選挙後にはそうされなかった¹
 - 併せて外交安全保障上級代表を選出 TEU 18 条 1 項
 - 次に他の委員を確定 TEU 17 条 7 項 2 段
 - 全体として議会の承認を要する TEU 17 条 7 項 3 段
- 不信任手続 TEU 17 条 8 項、TFEU 234 条
- 権限
 - 法案の提案 TEU 17 条 2 項
 - 法適用執行の監視 TEU 17 条 1 項

5. **議会**

- 「EU 市民の代表」TEU 14 条 2 項 1 段
- 議員数 705 人 TEU 14 条 2 項 1 段
 - 具体的配分は TEU 14 条 2 項 2 段
 - [ヨーロッパ理事会決定 2018/937](#) の 3 条
 - 条約上、議席数と人口との比例性が予定されていないことに注意
- 任期 5 年 TEU 14 条 3 項 解散なし
- 選挙方法
 - 直接選挙 TEU 14 条 3 項
 - より具体的には TFEU 223 条 1 項 → 比例代表制 ([理事会決定 2018/994](#) の 1 条により改正された Electoral Act 1 条)。
- 権限 TEU 14 条 1 項
- 議会における「政党」 TFEU 224 条 それに基づく規則 1141/2014 (その後の修正を含む [consolidated version](#))
 - [議会による説明](#)

¹ 森井裕一「EU と加盟国の課題」[国際問題](#) 691 号 (2020 年 5 月号) 6 頁、7-8 頁。

II. 立法過程

EU が制定する法規範 (規則・指令・決定) の詳細については次回学ぶ。ここでは、とりあえず「EU における法律」と漠然と考えておけば良い。

1. 通常立法手続

- TFEU 289 条 1 項・294 条 全立法の 95%はこの手続による
- [理事会による説明](#) ←動画も見ておくと良い
- [議会による説明](#)

通常手続の例 銀行監督一元化

日経ウェブサイトにも、2013 年 9 月 12 日付の以下の記事が載っている。

* * *

欧州議会は 12 日、仏ストラスブールで開いた本会議で、欧州中央銀行 (ECB) がユーロ圏内の大手銀行を各国の金融規制当局に代わって監督する銀行監督の一元化に関する法案を可決した。欧州議会の承認により、同制度は 2014 年 9 月から始動することが決まった。

銀行監督の一元化は、欧州連合 (EU) がめざす銀行同盟の第 1 弾。ECB はユーロ圏内の大手 150 行程度を統一基準で直接、監督する。

中小銀行については各国の金融規制当局が実質的な監督を続けるが、ECB は経営に問題のある銀行などには監督権限を行使できるようになる。

EU の執行機関である欧州委員会は銀行同盟の次の段階として、金融機関の破綻処理制度の一元化も提案している。(ブリュッセル=御調昌邦)

* * *

この法案 (規則案) の手続の流れを示すのが、[Eur-Lex の該当ページ](#)である。これを上から見ていくと、規則案の法的根拠は TFEU (EU 運営条約の仏語略称) 114 条であり、2012 年 9 月 12 日に委員会で法案が採択され、同日理事会および議会に送付され、社会経済評議会 (EESC) の意見が 11 月 15 日に提出され、ヨーロッパ中央銀行 (ECB) の見解が 11 月 27 日に提出され、理事会における合意が 12 月 12 日に得られ、議会が議会の委員会での審議を経て 2013 年 9 月 12 日に修正案を可決し、同日委員会がその修正案に同意を表明し、理事会も 10 月 15 日に同意を表明し、これによって議会と理事会との意見が一致したため、10 月 22 日に議会と理事会それぞれの議長により規則案に署名がなされたことがわかる。そして、10 月 22 日の欄の JO L/2013/287/5 というリンクをクリックすると、関連の官報の目次に飛び、その 2 番目の Regulation (EU) No 1022/2013 をクリックすると、規則本文 (各公用語版) のリンクへと飛ぶ。

2. 諮問手続

- TFEU 289 条 2 項
- 具体例 TFEU 81 条 3 項 (家族法)
 - [婚姻事件、親責任関連事項に関する国際裁判管轄および判決の承認・執行、ならびに国際的な子の連れ去りに関する規則 2019/1111](#)²

3. 同意手続

- TFEU 289 条 2 項
- 具体例 TFEU 86 条 1 項 1 段 (ヨーロッパ検察局の設立)
 - [規則 2017/1939](#)³

以上

² 参照、長田真里「第 4 章 ハーグ条約の実務と国際私法」大谷美紀子・西谷祐子 (編著)『[ハーグ条約の理論と実務](#)』(法律文化社、2021 年)。

³ 参照、島村智子「[欧州検察局 \(EPPO\) の設置に関する規則——EU 財政における不正対策の強化——](#)」外国の立法 280 号 (2019 年) 49 頁。